

出雲市指定給水装置工事事業者の処分等に係る事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、出雲市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成17年出雲市水道事業管理規程第27号。以下「規程」という。)第4条第1項の指定を受けた指定給水装置工事事業者(以下「指定工事業者」という。)に対し、規程第8条に基づく指定の取消し及び規程第9条に基づく指定の停止(以下、これらを「処分」という。)等を行うに当たり、その事務処理に関し必要な事項を定めるものである。

(調査、報告等)

- 第2条 水道施設課長は、指定工事業者が規程第8条各号のいずれかに該当する疑いがあるときは、その事実関係を調査する。
- 2 水道施設課長は、前項の調査において指定工事業者による違反の事実が認められたときは、当該指定工事業者に対し、直ちに違反を是正するよう指示するとともに、てん末書の提出を求める。
 - 3 水道施設課長は、当該違反の事実が処分に相当すると認めるときは、違反調査兼報告書を作成し、出雲市水道事業指定給水装置工事事業者審査委員会(以下「委員会」という。)の委員長に報告する。

(文書による注意又は警告)

第3条 水道施設課長は、前条第1項の調査において確認した違反の事実が処分すべきものには至らないが、違反の再発を防止するための措置が必要であると認めるときは、当該指定工事業者に対し、文書による注意又は警告を行うことができる。

(意見陳述のための聴聞の手続)

- 第4条 委員長は、第2条第3項の報告を受け、当該違反の事実が処分に相当すると認めるときは、委員会の開催前に、当該処分の名あて人となるべき者について、意見陳述のための聴聞の手続を行う。
- 2 聴聞の実施に当たっては、当該処分の名あて人となるべき者に対し、聴聞通知書により通知する。
 - 3 聴聞は、水道施設課長が主宰する。
 - 4 水道施設課長は、聴聞を終結したときは、速やかに聴聞調書、聴聞報告書及び処分案を作成し、委員長に報告する。
 - 5 その他意見陳述のための聴聞の手続に関しては、行政手続法(平成5年法律第88号)及び出雲市行政手続条例(平成17年出雲市条例第7号)に定めるところによる。
 - 6 聴聞に関する事務は、経営企画課において処理する。

(委員会の開催)

第5条 委員長は、聴聞の終結後に委員会を開催し、当該指定工事業者に対する処分について審議する。

2 委員長は、審議結果を書面により上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に報告する。

(処分等の決定)

第6条 前条第2項の報告において、当該違反の事実が処分に相当すると委員会が認めるときは、管理者は、当該報告に基づき処分を決定する。

2 管理者は、前項の決定をしたときは、当該指定工事業者に対し、処分決定通知書により通知する。

3 前条第2項の報告において、当該違反の事実が処分すべきものには至らないと委員会が認めるときは、管理者は、必要に応じて、水道施設課長に第3条の措置をとるよう指示する。

(給水装置工事主任技術者に対する措置)

第7条 管理者は、前条第1項により決定した処分に係る違反の事実が、水道法(昭和32年法律第177号)第25条の4に規定する給水装置工事主任技術者の行為によるものであると認めるときは、その旨を国土交通大臣及び環境大臣に報告する。

(処分の基準)

第8条 この要領に定める違反の事実に係る処分の基準は、別表のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。